

令和 3 年 3 月 5 日 開催

第 9 回 高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時25分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（西 慎一郎） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、第9回農業委員会総会に当たりまして、最初に今井会長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお祈ひします。

○会長（今井 隆） 農業委員の皆さん、こんにちは。事前協議から、中一日に置いての今日の総会ということでお集まりいただきまして、ありがとうございます。震災から10年ということで、もう10年たつのかななんて思ひわけですけれども、だんだん、だんだん年ごとに、もうそういう震災の大変なことを忘れかけておりますけれども、また改めてそういうことを思ひ出しながら、日頃から備えておかなければなんて思ひわけです。その10年の間に、またコロナのこんな社会になると思ひませんでした。どうも、近年そういう大きな出来事というか、人間社会に対しても、いろいろ災害が来ますけれども、今後そんなことがないように願ひばかりだと皆さんも思ひていることだと思ひます。

さて、この間の事前協議のときに北部、南部の委員さんから質問、意見等が2件ばかりありまして、事務局が確認して、報告するという議案もございます。ですので、皆さんに慎重に審議をしていただき、決定していただきたいと思ひます。

そういうことで、最後までよろしくお祈ひ申し上げまして、総会に当たりましての挨拶といたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましても、今井会長にお世話になりたいと思ひます。会長、よろしくお祈ひします。

○会長 それでは、ただいまから第9回の農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、欠席者が議席番号3番、佐藤勲委員、議席番号20番の清水悟委員さんの両名、2名が欠席とのことでございまして、25名のところ、今日は23名出席ということで過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わります。続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命に入ります。

まず初めに、皆様さんにお伺ひいたします。議事録署名委員を指名してよいか、皆さんにお伺ひいたします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号11番、山田孝夫委員及び13番、大河原藤雄委員、両名の指名をいたします。なお、書記は事務局の新井主事を任命いたしますので、よろしくお祈ひ申し上げます。

それでは、これより議事進行させていただきます。

発言される場合、毎回申し上げますけれども、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどお祈ひいたします。

それでは、議案第1号に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、令和2年5月22日許可、高農委指令第1092号でございました。取消し理由は、資金繰りが困難になり建築計画がなくなったためとのこととでございます。なお、許可取消し後の5条許可申請が提出されておりまして、議案書26ページ、議案第5号ナンバー22が関連案件でございます。

2番 当初許可の内容は、農地法第3条許可、契約の内容は賃貸借でございまして、令和2年5月7日許可、高農委指令第51号でございました。取消し理由は、所有者の都合により耕作地として借り受けることができなくなったためとのこととでございます。

以上、農地法関係許可取消願は2件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 事務局より2件の説明がございました。それでは、これより審議に入りまして、皆さんからご質問等お受けいたします。

これと異議がなければ、承認してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に入ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可につきましては、農地法第5条許可、転用の目的は店舗併用住宅でございまして、平成12年7月17日許可、群馬県指令西農第818号でございます。変更の理由につきましては、資金繰りが困難になり建築計画がなくなったためとのこととでございます。変更後は、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておりまして、議案書27ページ、議案第5号ナンバー26が関連案件でございます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和2年6月22日許可、高農委指令

第1170号でございました。こちらは一時転用の案件でございまして、転用期間は令和2年6月22日から令和12年6月21日までの10年間でございます。変更の理由につきましては、太陽光発電の名義を変更するためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和3年3月22日から令和12年6月21日までの約9年間の一時転用の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、地上権設定の3条許可申請、議案書13ページ、議案第3号ナンバー17、計画変更後の5条許可申請、議案書31ページ、議案第5号ナンバー38が提出されております。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和2年4月22日許可、高農委指令第1064号でございました。こちらは一時転用の案件でございまして、転用期間は令和2年4月22日から令和12年4月21日までの10年間でございます。変更の理由につきましては、太陽光発電の名義を変更するためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和3年3月22日から令和12年4月21日までの約9年間の一時転用の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、地上権設定の3条許可申請、議案書14ページ、議案第3号ナンバー18、計画変更後の5条許可申請、議案書34ページ、議案第5号ナンバー50が提出されております。

4番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和2年4月22日許可、高農委指令第1065号でございました。こちらは、一時転用の案件でございまして、転用期間は令和2年4月22日から令和12年4月21日までの10年間でございます。変更の理由につきましては、太陽光発電の名義を変更するためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和3年3月22日から令和12年4月21日までの約9年間の一時転用の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、地上権設定の3条許可申請、議案書14ページ、議案第3号ナンバー19、計画変更後の5条許可申請、議案書35ページ、議案第5号ナンバー51が提出されております。

5番 当初許可の内容は、農地法第4条許可、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和2年3月23日許可、高農委指令第1624号でございました。こちら一時転用の案件でございまして、転用期間は令和2年3月23日から令和12年3月22日までの10年間でございます。変更の理由につきましては、太陽光発電の名義を変更するためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和3年3月22日から令和12年3月22日までの9年間の一時転用の申請でございます。なお、関連案件といたしまして地上権設定の3条許可申請、議案書16ページ、議案第3号ナンバー22と計画変更後の5条許可申請、議案書38ページ、議案第5号ナンバー62が提出さ

れております。

6番 当初許可の内容は、農地法第4条許可、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和2年3月23日許可、高農委指令第1625号でございました。こちら一時転用の案件でございまして、転用期間は令和2年3月23日から令和12年3月22日までの10年間でございます。変更の理由につきましては、太陽光発電の名義を変更するためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、計画内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和3年3月22日から令和12年3月22日までの9年間の一時転用の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、地上権設定の3条許可申請、議案書16ページ、議案第3号ナンバー23と計画変更後の5条許可申請、議案書38ページ、議案第5号ナンバー63が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は6件でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。皆さんから質問をお受けしたいと思っております。

異議がなければ承認してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認いたします。

続いて、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー9については事前調査案件になっております。

それでは、まず初めに、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、別添、農地法第3条ナンバー1審議資料を御覧いただきたいと思っております。

申請人は現在23歳でありまして、今回の申請で許可を受けましたら農業経営を開始したいという計画でございます。

それでは、1の就農の動機でございますが、中学生の頃から農業に興味があり、農業高校、農林大学校と進学し、農業に関する様々な技術や知識を習得してきました。そういった経験の中で農業に対する思いが強くなり、このたび就農を決意したとのこととでございます。

2の将来の構想としましては、栽培面積を拡大していくとともにJ Aの出荷のみではなく、直売等も行い、経営の安定化を図っていきたいと考えているとのことでございます。

3の職歴及び農業経験ですが、農家の下で3年間の雇用就農をしているとのことでございます。

4の農業経営の概要につきまして、目標年次5年後と設定されております。当初時は申請人1名の作業で行い、目標時についても同様でございます。農業従事日数につきましては、当初時は年間240日、目標時は年間250日を予定しております。当初経営面積ですが、40アールを借り入れて経営を開始し、目標時は55アールを耕作していく計画でございます。

1枚おめくりください。作付作物につきましては、露地ナス、秋冬ネギ、秋冬ブロッコリー、春ブロッコリーを予定しております、目標時も同様でございます。

次に、作付計画でございますが、露地ナスは5月に定植を行い、6月から10月にかけて収穫、秋冬ネギは2月に播種、5月に定植、12月から2月にかけて収穫、秋冬ブロッコリーは8月に播種、9月に定植、11月から1月にかけて収穫、春ブロッコリーは2月に播種、4月に定植、6月に収穫を行っていく計画でございます。

次に、出荷計画につきましては、当初時はJ Aに出荷、目標時についてはJ Aに加えて直売も行う予定と伺っております。

5の経営試算になりますが、当初時は粗収益で287万円でございます、5年後につきましては471万円と伺っております。

1枚おめくりいただきまして、6の資金計画でございますが、運転資金は自己資金で20万円と借入金25万円にて経営を開始し、生活費につきましては自己資金から30万円を支出する予定と伺っております。経営開始時の資本装備につきましては、トラクター、管理機、マルチャー、スパイダーモア、動力噴霧機を地元農家から借りまして、ネギの皮むき機械を共同購入で取得するとのことでございます。

次の資料は、5年間の詳細な営農計画となっておりますので、こちらを参考までに御覧いただければと思います。

また、本案件は、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 続きまして、調査報告ですけれども、今回は4班の当番となっております。ということで、調査班長の飯塚大輔委員から報告をお願いします。

○16番飯塚委員 事前調査報告第4班班長、飯塚です。農地法第3条許可申請、審議ナンバー1について、申請人から聞き取りをした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 農業用機械はどなたから借りますか。

回答 独立後についても、現在の農業指導者から無償でお借りできることになっています。

質問2 ナスは1反当たりの収益は高いですが、作業量が多く大変です。また、連作障害なども心配されます。なぜナスを作付作物に選んだのですか。

回答 高校生の頃から、自分が農業をするときはナスを作付したいと考えていました。また、繁忙期には農業指導者や仲間が手伝ってくれることになっています。連作障害については、最近では土壌消毒ができるバスアミドなどもあるので、上手に活用していきたいと考えています。

質問3 農業従事日数が240日となっていますが、この作業日数で問題ないですか。

回答 現在、農業指導者の下で雇用就農をしておりますが、日曜日のほかに月に二、三日程度の休みをいただいています。農業従事日数としては問題ないと考えています。

質問4 将来は、大規模経営ができるようにこれから頑張ってください。

回答 はい。頑張ります。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんからご質問等お受けをいたします。

今こういう連作障害、バスアミドというのがいい殺菌消毒があるのですね。これは、消毒をした後、上へビニールしなくもいいの。

○23番新井委員 いや、したほうが効果はあると思います。

○会長 よく昔コンニャクするので消毒してあって、こういうビニール一面に張っておいたでしょう。やっぱりそういうふうに、これもしたほうがいい。

○23番新井委員 しなくもいいのですけれども、したほうが効果はある。

○会長 効果はね。

○25番謹田委員 冬する場合には温度の低いときは雨が降る前に、降って、そうするとトラクターで鎮圧するほうが、雨で表面固まるから。冬の場合には、しなくも効果がある程度期待できるということで。今ネギ・ナスなんかも、みんな使っているよね。

○会長 ネギ・ナスなんかをね。

○25番謹田委員 10アール、5万円ぐらいかかるけれども。

○会長 10アール、5万。消毒代が。

○25番謹田委員 10キロで1万4,000円ぐらいだと思うのですけれども。やっぱり効きますよね。そうすると、ネギなんか10年ぐらい連作できるそうなので。やっぱり、簡単なのを使っている人は増えています。

○会長 それは、粒ではなくて……

○23番新井委員 顆粒です。

○会長 顆粒。

○23番新井委員 ええ。

○会長 そういふことだそうす。皆さんも参考にしてください。

皆さんのほうから何かございますでしょうか。

なければ、許可してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続いて、ナンバー2とナンバー3は関連する案件になっていますね。一括して審議させていただきます。

それでは、事務局、ナンバー2、ナンバー3、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は賃貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は賃貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

以上の2件が関連案件となっております。

それでは、別添、農地法第3条ナンバー2、3審議資料を御覧いただきたいと思ひます。

申請人は現在34歳でありまして、今回の申請で許可を受けましたら農業経営を開始したいという計画でございます。

1の就農の動機でございますが、小さい頃から物作りをすることが好きで生産、製造関連の職業を経験してきました。農業の経験はありませんでしたが、父の紹介で酵素栽培をしている方と出会ったことをきっかけに農業に対して真剣に取り組みたいと考えるようになり、就農を決意したとのことでございます。

2の将来の構想としましては、当初は研修先農家の指導を仰ぎながら、夏はナス、秋と冬は長ネギをJAを通じて出荷し、将来的には直売出荷やインターネットを活用した販売も検討し、収益の向上を図っていききたいとのことでございます。

3の職歴及び農業経験ですが、ぐんま農業実践学校で1年間勉強し、農業次世代人材投資事業の準備型研修を1年6か月受講しているとのことでございます。また、農業を開始する前は、生産、製造関連の会社に勤めていたと伺っております。

4の農業経営の概要につきまして、目標年次は5年後に設定されております。当初時は、申請人と申請人の母の2名で作業を行い、目標時も同様と伺っております。農業従事日数については、当初時、目標時ともに申請人が年間250日、申請人の母が年間30日を予定しております。

当初経営面積ですが、40アールを借り受けて経営を開始し、5年後には50アールを耕作していく計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、次のページの作付作物につきまして、ナスとネギを予定しております。目標時も同様でございます。また、残りの圃場では緑肥を栽培することとでございます。

次に、作付計画でございますが、2月にネギの播種を行い、5月にナスとネギの定植、6月から10月までナスの収穫を行い、11月から3月までネギの収穫を行っていく計画でございます。出荷計画につきましては、当初時はJAへの出荷、目標時には、それに加えて直売やインターネットでの販売も検討していると伺っております。

5、経営試算ですが、当初時は粗収益で241万円でございます。5年後については501万円と伺っております。初年度の粗収益が少なく計上されている理由としましては、ネギの収穫時期の関係で1年目の売上げとして全てが計上できないためとのこととございまして、参考までに2年目のネギの収益は191万円でありまして、ネギとナスを合わせた粗収益は368万円となっております。

1枚おめくりいただきまして、続いて6の資金計画でございますが、運転資金は自己資金で150万円と借入金132万円で経営を開始し、生活費につきましては、自己資金から80万円を支出する予定と伺っております。経営開始時の資本装備につきましては、トラクター、管理機を農業指導者から借りて、ネギの育苗費とナス苗については自己資金で購入することとでございます。また、目標年までに管理機、動力噴霧器、簡易移植機、パイプハウスを借入金にて取得する予定と伺っております。

次の資料は、5年間の詳細な営農計画となっておりますので、こちらを参考までに御覧いただければと思います。

また、本案件は別添「農地法第3条調査書」2ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 続いて、調査報告です。調査班長、お願いします。

○16番飯塚委員 農地法第3条許可申請、審議ナンバー2、3について、申請人から聞き取りをした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 農業の研修を始める前はこういった仕事をしていましたか。また、農業実践学校で学ぶことと、準備型研修で実際に農業をやりながら学ぶことはこういった違いがありましたか。

回答 以前は一般企業に勤めていましたが、退職後、洋菓子製造会社の農業部門で1年間パート従業員として働いていました。農業実践学校では作付、収穫、出荷と作業全般を学びました。農業といえば、収穫と出荷が目玉ですが、準備型研修では実際に一から農作業を経験することで、準備と片づけが想像以上に大変だということが分かりました。

質問2 なぜ作付作物にナスを選んだのですか。

回答 昨今、群馬県の夏は40度を超える日もあり、高温に耐えられる作物を作付したいと考えました。高温に強い作物にはナス、オクラ、モロヘイヤがありますが、その中でも高収益が期待できるナ

スを選びました。

質問3 農業用機械を農業指導者から借りる予定と聞いていますが、農作業に支障はありませんか。

回答 機械は使う時期が集中するため、お互いに手伝いながら順番に借りる予定ですが、いつまでも借りていては迷惑がかかるので、可能な限り自分で買いそろえていきたいと考えています。

質問4 酵素栽培というのは、どのような効果があるものですか。また、農業指導者の方も酵素栽培を行っているのですか。

回答 酵素は肥料のように使うもので、土壌菌を出して根から養分を吸収しやすくする効果があるそうです。農業を指導してくださる方も、昨年試験的に取り入れていて、今年は本格的に取り組む予定です。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

皆さんから、質疑をお受けいたします。

この申請者もナンバー1と同じところで研修してきた方ですね。

これとってなければ、許可してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、ナンバー4に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

4番 契約内容は使用貸借、新規就農に当たり申請地を夫の父より借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、別添、農地法第3条ナンバー4審議資料を御覧いただきたいと思っております。

申請人は現在50歳でありまして、今回の申請で許可を受けましたら農業経営を開始するとの計画でございます。

1の就農の動機でございますが、夫の実家が兼業農家で空いている農地があったため、以前から勤めている農園での経験を生かし、就農をしたいと決意したとのことでございます。

2の将来の構想としましては、当初は少ない作付面積で経営を開始し、将来的には作付面積を増やし、人員も増員し経営を行っていきたいと考えているとのことでございます。

3の職歴及び農業経験ですが、農業法人で4年、夫の実家で農業の手伝いを5年、計9年の農作業経験があるとのことでございます。

4の農業経営の概要につきましては、目標年次は5年後と設定されております。当初時は、申請人と申請人の夫2名で作業を行いまして、目標時も同様でございます。農業従事日数については、当初

時、目標時ともに申請人が年間300日、申請人の夫が年間100日を予定しております。当初経営面積ですが、47アールを借りて経営を開始し、目標時も同様に47アールを耕作していく計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、続いて、作付作物につきましては、ナス、ブロッコリー、米、ネギを予定しております、目標時も同様でございます。

次に、作付計画でございますが、ナスは4月に定植を行い、5月から10月にかけて収穫、ブロッコリーは春まきのものを2月に播種、4月に定植、6月まで収穫、夏まきのものは7月に播種、8月に定植、10月まで収穫、ネギにつきましては3月に定植を行い、10月から収穫を行います。また、米につきましては6月に田植、11月に稲刈りを行っていく計画でございます。出荷計画につきましては、当初時はJA、グルメ四季菜館、それからスーパーマーケットに出荷し、目標時も同様と伺っております。

5の経営試算になりますが、当初時の粗収益は192万円でございます、5年後についても同様と伺っております。

1枚おめくりいただきまして、6の資金計画でございますが、運転資金は自己資金80万円で経営を開始し、生活費につきましては自己資金から60万円を支出する予定と伺っております。経営開始時の資本装備につきましては、こちらに詳細の記載がございませんが、トラクター、田植機、コンバイン、耕運機を夫の父から借りることになっておりまして、種苗、肥料、ナスの支柱をそれぞれ自己資金で購入するとのことでございます。

次の資料は、5年間の詳細な営農計画となっておりますので、こちらを参考までに御覧いただければと思います。

また、本案件は別添「農地法第3条調査書」3ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことを報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 続いて、調査報告、班長、お願いします。

○16番飯塚委員 農地法第3条許可申請、審議ナンバー4について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 これまでは、どのような作物を経験してきましたか。

回答 農業法人では、主にナス2,400本を作付し、収穫、箱詰め、施肥など作業全般を行っていました。また、実家の圃場でもブロッコリー、ネギなどを栽培していました。

質問2 借り受け地には田んぼがありますが、米麦の経験はありますか。

回答 これまでは手伝い程度でしたが、実家には田んぼが多いので、練習も含めて少ない圃場から始め、実家の経営規模縮小に合わせて徐々に面積を増やしていきたいと考えています。

質問3 出荷先の選定理由を教えてください。

回答 J Aは、農業法人でも出荷していて、栽培指導もしてくれるので選びました。四季菜館には、現在もブロッコリーを出荷しており、また、もう一つのスーパーマーケットはいわゆるB品も引き取ってくれるので、今後も販路の一つとして考えています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、質疑をお受けいたします。

みんなナスだとか、先ほどもそうだけれども、ネギだとか、あぁいった品目、大体今決まったような。ナスとネギがあれなんでしょう。ナスも大変だけれども、ネギは、収穫が集中しないのでいいけれども。収穫の作業が配分されて。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続いて、ナンバー5とナンバー6も、これも関連する案件になっております。

それでは、ナンバー5、6、事務局、説明をお願いします。

○事務局

5番 契約内容は賃貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は使用貸借、新規就農に当たり申請地を父より借り受けて耕作したいという同一世帯からの申請でございます。

それでは、別添の農地法第3条許可申請ナンバー5、6審議資料を御覧ください。

申請人は現在42歳であり、今回の申請で許可を受けましたら農業経営を開始したいという計画でございます。

1の就農の動機でございますが、物を作ること、体を動かすこと、そして自然が好きであったことから、年々農業への関心が高まり、栽培技術は未経験ではありますが、地元の自然豊かな環境を生かして子供たちへ安心安全な作物を食べさせたいという思いがあり、就農したいと考えたとのことでございます。

2の将来の構想としましては、作付計画を実施し、機械を導入、規模拡大を行い、早期に農業経営を安定させ、農業経営開始5年後に農業で生計が成り立つ所得を目指すとのことでございます。また、当面、出荷先はJ Aとし、まずは栽培技術を身につけたい。規模拡大後は、直売出荷等も検討し、農業経営を安定させたいと伺っております。

3の職歴及び農業経験ですが、昨年3月より露地ナス、秋冬ネギの作付を開始し、近隣の農家やJ A、普及指導員の指導を受けながら栽培技術を習得したとのことでございます。

4の農業経営の概要につきましては、目標年次は5年後と設定されております。当初時、目標時と

もに申請人が一人で作業を行うと伺っております。農業従事日数については、年間300日を予定しており、5年後につきましては面積は増えますが、作業時間や効率等を考慮し、年間250日を予定しております。

当初経営面積でございますが、45アールの借地にて経営を開始し、5年後は75アールを耕作していく予定と伺っております。

1枚おめぐりいただきまして、作付作物につきましては、露地ナス、秋冬ネギ、初夏ネギを予定しております、2年目以降につきましても同様でございます。

次に、作付計画でございますが、1月に秋冬ネギ、5月に露地ナスの播種を行い、堆肥、消毒、追肥を順次行い、収穫をする計画でございます、12月下旬には初夏ネギの播種を行う計画でございます。

出荷計画につきましては、JAを中心とし、5年後には直売所に出荷を予定しております。

5の経営試算でございますが、450万円ほどの粗収益を見込んでおり、5年後については約640万円の粗収益を目指すとしております。

続きまして、6の資金計画でございますが、運転資金は自己資金300万円、生活費につきましても、自己資金額で300万円とのことでございます。経営開始時の資本装備につきましては、基本的には農業経営をした実家から借受け、将来的にはネギ皮むき機、トラクターを取得する計画と伺っております。

次ページ以降が5年間の詳細な営農計画となっております。こちらは、参考までに御覧ください。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」4ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 続いて、調査報告です。班長、お願いします。

○16番飯塚委員 農地法第3条許可申請、審議ナンバー5、6について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人1名とJAの担当職員1名の出席でした。

質問1 1年間、営農をしてみていかがでしたか。

回答 大変さよりも楽しさを感じる場面が多々ありました。今後も周りの方々に指導をいただきながら、営農を続けていきたいと思いました。

質問2 去年は野菜の病気がはやりましたが、影響はありましたか。

回答 私の圃場では発症が少なかったため、被害も小さかったです。

質問3 今回、借り受ける土地は田と畑ですが、ナスはどちらに作付するのですか。

回答 田に作付します。

質問4 ナスとネギを作付する計画になっていますが、将来的にどちらを主軸にして栽培していくのですか。

回答 ネギをメインに作付していこうと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

聞き取り調査に本人とJAの営農の担当の方が一緒についてきて、そういう方がいるので、これからきちんと指導してもらおうと思います。また、出荷先もJAはぐくみ、それが出荷先ということです。

どうでしょうか、何か異議ございますでしょうか。

なければ、許可しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続いて、また7番から9番が、これも関連する案件です。7から9が終われば、事前調査のほうは3条終わります。

それでは、7から9一括して審議いたします。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

7番 契約内容は賃貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は使用貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

以上の3件が関連案件となっております。

それでは、別添、農地法第3条ナンバー7から9の審議資料を御覧いただきたいと思っております。

申請人は現在28歳でありまして、今回の申請で許可を受けましたら農業経営を開始したいという計画でございます。

1の就農の動機でございますが、申請人は幼少期より農業に対して強い憧れがあり、一度は一般企業に就職したものの体調の悪化を理由に退職することになってしまい、自身の体調を考慮して作業の計画ができること、また自分自身が納得いく形で仕事ができることに農業に対しての魅力を感じまして、就農を決意したとのことでございます。

2の将来の構想としましては、露地野菜を中心に生産し、JAはぐくみを介した市場出荷に加えて、直売所への出荷も検討していきたい。また、IT技術などを活用し、作業の効率化を図っていききたいとのことでございます。

3の職歴及び農業経験ですが、一般企業を退職後、昨年1年間農地を借りて、実際に農業経営を行ってきたとのことでございます。

4の農業経営の概要につきましては、申請人は5か年の計画のうち、既に1年間の農業経営を行っていることから、当初時には2年目の内容が記載されております。当初時と目標時ともに、作業全般を申請人と申請人の父、それから申請人の母で行うと伺っております。農業従事日数については、申請人と申請人の父が年間250日、申請人の母が年間100日を予定しておりまして、目標時も同様でございます。当初経営面積ですが、81アールの借地にて経営を開始し、徐々に借入地を増やしまして、目標時には126アールを耕作していく計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、作付作物は露地ナス、ズッキーニ、チヂミホウレンソウ、タマネギを予定しておりまして、翌年からは里芋を作付する計画でございます。

次に、作付計画でございますが、各作物、播種、定植、収穫の作業を年間通して行う計画となっております。

次に、出荷計画につきましては、当初時はJAはぐくみを通じて出荷し、目標時はそれに加えて直売所への出荷も計画しているとのことでございます。

5の経営試算になりますが、当初は約340万円の粗収益を見込んでおりまして、目標年については、作付面積を増やすことから約770万円の粗収益を目指すとなっております。

1枚おめくりいただきまして、6の資金計画でございますが、運転資金は自己資金200万円で経営を開始する計画でございますが、翌年に青年等就農資金を活用し、300万円を借り入れる予定と伺っております。また、生活費につきましては、自己資金で50万円とのことでございます。経営開始時の資本装備につきましては、トラクターを無償のリースで借りておりまして、噴霧器、物置、貨物自動車、台車を自己資金にて購入済みとのことでございます。また、目標年までには畝立て器、トラクターを自己資金及び借入金にて取得する計画でございます。

次の資料は5年間の詳細な営農計画となっておりますので、こちらは参考までに御覧いただければと思います。

なお、本案件につきましては、別添「農地法第3条調査書」5ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 続いて、班長、調査報告をお願いします。

○16番飯塚委員 農地法第3条許可申請、審議ナンバー7から9について、申請人から聞き取りした調

査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 既に営農を始めているということですが、昨年はどういったものを作りましたか。また、その成果はどうでしたか。

回答 ナスを7.5アールに300本、ズッキーニを1.5アールに100本、また、チヂミハウレンソウを6.5アールほど作付しました。JAはぐくみに出荷する際は、A品というよい評価を受け、収量についても満足いくものでした。

質問2 もともと農家ではないということですが、栽培技術はどうやって身につけたのですか。

回答 以前は、家庭菜園程度の知識しかなかったので自分で調べたり、JAはぐくみや西部農業事務所普及指導課からの指導を受けながら栽培しました。

質問3 一般企業から農業に転職した感想をお聞かせください。

回答 組織の理不尽さによるストレスから解放され体調がよくなったように思います。また、自分が納得いくまで作物の品質を向上させられることにとてもやりがいを感じています。

質問4 営農計画書にIT技術を活用して作業を効率化するとありますが、具体的にはどのようなことを考えていますか。

回答 出荷実績などの収入や資材購入などの支出をデータベース化することで確定申告の手間が減るとともに、経営分析がやりやすくなります。また、気象データを活用し、収量や品質への影響を分析したいと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

申請人は、随分、ナスの共同収穫量9トンだなんてというけれども、ほかの人が7トンぐらいだったかな。随分目標を高く掲げているけれども、ナスというのはそのぐらい取れるの。

○23番新井委員 10アールで、よければ8トン。

○会長 よければ8トン。

○23番新井委員 ええ。

○会長 9トンというのはなかなか難しい。

○23番新井委員 いや、努力すれば。

○会長 努力すればね。

○23番新井委員 はい。剪定さえすれば。

○会長 では、不可能ではないのかね。そういうことだそうです。

皆さんから、どうですか、ご質問等ございますでしょうか。

なければ許可しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 許可することにいたします。

続いて、一括審議に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

10番 契約内容は贈与、農業後継者として申請地を父より譲り受けて耕作したいという同一世帯の申請でございます。

11番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

12番 まず初めに議案書の訂正をお願いいたします。12番、申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日「令和6年3月21日」を「令和4年3月21日」に訂正をお願いいたします。申請地は、おとし作物を変更したばかりで現段階では収量がゼロであることから、先日の南部事前協議におきまして、今回につきましては3年更新でなく1年更新で来年の営農状況を見た上で今後の方針の判断をしたらどうかという意見をいただきましたので、それを受けて申請人にその旨伝えましたところ、転用期間を1年に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただきました。

それでは、説明に移らせていただきます。

契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという同一世帯からの申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和3年3月22日から令和4年3月21日までの1年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書22ページ、ナンバー2が関連案件でございます。本案件につきましては、営農型太陽光の更新の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別の案件とさせていただいておりますので、そちらでご説明させていただければと思います。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという同一世帯からの申請でございます。

16番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいとの申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和3年3月24日から令和13年3月23日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、議案書30ページ、議案第

5号ナンバー37の太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されております。

17番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和3年3月22日から令和12年6月21日までの約9年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー2の計画変更申請と議案書31ページ、議案第5号ナンバー38の太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されております。

18番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和3年3月22日から令和12年4月21日までの約9年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました議案書6ページ、議案第2号ナンバー3の計画変更申請と議案書34ページ、議案第5号ナンバー50の太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されております。

19番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和3年3月22日から令和12年4月21日までの約9年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました議案書6ページ、議案第2号ナンバー4の計画変更申請と議案書35ページ、議案第5号ナンバー51の太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されております。

20番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという同一世帯の申請でございます。

21番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

22番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間は、令和3年3月22日から令和12年3月22日までの9年間でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書7ページ、議案第2号ナンバー5の計画変更申請と議案書38ページ、議案第5号ナンバー62の太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されております。

23番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間は、令和3年3月22日から令和12年3月22日までの9年間でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書7ページ、議案第2号ナンバー6の計画変更申請と議案書38ページ、議案第5号ナンバー63の太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されております。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件につきましては14件でございます。この14件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、またはただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたしま

す。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ご苦労さまでした。

ちょっと話が前後してしまうのですけれども、先ほどちょっと私が間違いまして、ナンバー7から9の事前調査案件ので、目標が9トンと私ちょっと話したのですけれども、それは13アールで9トンということでした。ちょっと私が見間違いまして、訂正いたします。今まで7トンというのが1反当たり。それで、さっき9トンと言ったのは、13アールというのがありました。ちょっと私が見間違いまして。訂正いたします。

それでは、ただいま事務局が説明していただきました一括案件について、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。ということで、11番がさっき話、きちんと解除、利用権設定でしてあった。

○事務局 利用権で、使用貸借です。

○会長 使用貸借でね。

○事務局 はい。

○会長 使用貸借でね。それできちっと解除してあるということで。事前協議のときに、ちょっとそのことで質問がございまして、では、また再度調べますということで事務局が調べていただきました。

それで、12番は、また5条のほうで出てきますけれども。

何かございますでしょうか。

異議がなければ許可しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、それでは議案第4号に移ります。

農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1は事前調査案件になっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございます。転用期間は令和3年3月22日から令和6年3月21日までの3年間でございます。

それでは、別添、農地法第4条許可申請ナンバー1 審議資料を御覧いただきたいと思います。

1枚目は、位置図でございます。図面中央の赤い丸のところ申請地でございます。高崎市立上

室田小学校から北西に約600メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。赤く囲われた箇所が申請地でございます。申請地周辺には宅地や山林が点在しておりますが、農振農用地の広がる場所でございます。申請地も農振農用地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。ホッチキス留めされているほうを右上にして御覧いただければと思います。図面中央の赤く縁取られた場所が申請地でございます。隣接する土地につきましては、北側と南側が畑、東側が山林、西側が公道となっております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が太陽光パネルの配置図と立面図でございます。太陽光パネルの枚数は946枚でございます。営農型発電用のパネルになりますので、地上高は3メートル、最大で3.8メートルの高さになります。架台支柱の本数は363本で、1.63平米の一時転用の許可申請でございます。支柱と支柱の間隔は3メートルでございます。また、申請地内に、申請地右側で送電用の鉄塔が記載されておりますが、こちらについては現在現地にはなくて、これから建設予定とのことでございます。建設する会社とは協議が済んでいるとのことで、こちらの図面に記されているものでございます。

1枚おめくりください。こちらのページ以降が営農型発電設備の下部の農地における営農計画書でございます。

営農型発電設備の設置を計画している農地等の概要ですが、パネル下部の面積は1,571.87平米でございます。営農型発電設備を計画している農地の営農計画ですが、下部の農地に作付する作物はアキタフキでございます。作付面積は1,571.87平米でございます。2年目以降も同様の内容でございます。

1枚おめくりいただきまして、次に年間の営農計画でございます。作物名の記載が漏れておりますが、いずれもアキタフキでございます。1年目は4月から5月に植付けを行いまして、その後、追肥、消毒を行った後、11月から2月にかけて収穫、出荷する計画でございます。2年目以降も同様でございます。

次に、利用する農業機械ですが、トラクターをいところより借り受ける予定でございます。

農作業に従事する者の農作業経験につきましては、申請者の農作業歴は3年で、そのうちフキについても3年と、こちら記載されておりますが、もともと申請人の家は農家でございます。農作業経験自体は10年以上あると伺っております。

1枚おめくりいただきまして、次に発電設備による営農への影響の見込みとして、生産に適した日照量の確保でございますが、フキは半陰性植物であり耐陰性に強く、申請地の遮光率が40%であることから、植物の生育には支障がなく太陽光パネルの下部には適しているとのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さが最低地上高3メートル、支柱と支柱の間隔が3メートルとなっております。作業を効率的に行う上で必要となる空間の確保についても、十分確

保しているとのことでございます。

下部の農地の単収につきまして、地域の平均的な単収が10アール当たり2,800キログラムに対し、単収見込みは2,240キログラムの見込みを算出しており、単収の増減見込みは80%とのことでございますので、許可要件である8割を目指すものがございます。地域の平均的な単収は、群馬県農政部発行の「ぐんま野菜づくりハンドブック」を参考に見込みを算出したとのことでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 続いて、班長、調査報告をお願いします。

○16番飯塚委員 農地法第4条許可申請、審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 作付作物にアキタフキを選んだ理由を教えてください。

回答 フキノトウの収穫時期が12月から3月で、ほかの露地野菜での収入が少ない時期に出荷できること。フキの茎を加工した6次産業化を将来的に考えていること。フキが育つと雑草が生えにくくなり、管理が楽なこと。以上の3点を理由にアキタフキを選定しました。

質問2 太陽光パネル下以外の場所では、何か作付するのですか。

回答 太陽光パネルがないところでもアキタフキを作付します。ただし、日の当たるところでは茎が硬くなってしまうため、早めに収穫しようと考えています。

質問3 作業は一人で行うのですか。

回答 基本的には一人で管理していきませんが、収穫などの忙しい時期は、近所の方を雇うことで対応します。営農型太陽光での売電収入があるため、ほかのアルバイトなどよりも多く給料を支払うことができると考えています。

質問4 作物はどちらに出荷する予定ですか。

回答 JAたのふじの組合員になっており、ほかの圃場で作っているフキを吉井のパッケージセンターに出荷しています。また、高崎市総合卸売市場にも出荷しています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

はい、石井委員。

○19番石井委員 19番、石井です。私のところの地元なのですけれども、先月プラムの新規就農のほうで書いてあった、隣かなと思うのですが、そうですよね、あの辺で光とかそういうのは。

○会長 何が。

○19番石井委員 ソーラーでやれば、その横なのだけれども、そこが、先月、新規就農で許可してやっ

ている人がいるのだよね。そこのところは。違うのかしら。

○会長職務代理人（塚越 邊） プラムが出たよね。

○会長 プラムの。

○19番石井委員 はい。それで、光とかいろいろあると思うのだけれども。

○会長 それは、すぐ隣になってしまうの、これ。

○19番石井委員 その隣だったのです。網があったと思うのです。

○会長 では、そのパネルが、何か影響するか。

○19番石井委員 いや、その辺がまだちょっと新しいので。新規だから、分からないかと思うのだけれども。

○会長職務代理人 新規就農。

○会長 まだ、これから許可出て設置するのだよね。

○19番石井委員 まだ、でも電柱というか、はめ込むあれはできていないのです。

○事務局 よろしいですか。

○会長 はい。

○事務局 先月のさっき石井委員さんがおっしゃっていた新規就農でプラムをやる方の隣の圃場で今回計画、申請が出ておるのですが、そのことについては申請代理人のほうに、これから新規でやる方がいるので、なるべく東側に太陽光をよけてもらうようお願いをしました。ただ、東のほうは鉄塔の工事が入ることなので、そこにはちょっと建てられないというところもありまして、なるべく西側のほうの、そのプラム畑があるところに影響をしないようお願いをしています。

○会長 そういうこと。では、これはプラム畑が西側なんだ。

○19番石井委員 そうです。

○会長 西側で、この東に予定している。

○19番石井委員 その隣接で、もう隣は太陽光。

○会長 道一つもないんだ。道はあったのかな。

○事務局 いや、ほとんどもう。

○19番石井委員 ほとんどもう……

○事務局 あぜ道です。

○19番石井委員 はい。分かりました。また行って話して。

○会長 そういうことでお話はしてあるらしいので。

ほかにございますでしょうか。

なければ、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

はい、いたします。

それでは、一括審議に移ります。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 建設業を営んでおり申請地を資材置場として使用したいという露天資材置場の申請でございます。

3番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種住居専用地域でございます。また、関連案件といたしましては、議案書29ページ、農地法第5条許可申請、議案第5号ナンバー32が関連案件でございます。

4番 農業用倉庫として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

5番 従業員用の駐車場が不足しているため申請地を露天駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

6番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張の申請がございまして、宅地309.28平米と一体利用の申請でございます。なお、是正の申請のため始末書が添付されております。また、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

7番 申請代理人より取下げの申出がありましたので、7番、取下げでお願いいたします。こちらの取下げに至った経緯についてご説明させていただきます。先日の北部事前協議におきまして、地元の委員さんより申請された転用目的と委員さんが自身で調べた使用目的とが異なっているということが判明したため、申請された目的のとおり実行されることが確実とは言えないのではないかというご指摘がございました。この内容につきまして、申請代理人に伝えまして、事務局とで協議を行ったところ、申請内容を一部見直したいということで取下げの申出がございました。今後につきましては、また事務局と協議を行い、申請内容を見直した後、再度申請をしたいということになっております。

こちらは、以上でございます。

8番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

9番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件は、取下げ1件を除く7件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さま。

これより一括審議を行いますけれども、7番は事務局の先ほどの説明どおりということで、今回取下げということでございまして、7番は取下げ、それ以外、1番は事前調査でやりましたから、2から9までの間の7番は抜いて、これより審議いたします。皆さんから質疑をお受けいたします。

よろしいでしょうか。許可してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することといたします。

それでは、ここでちょっとお休みを入れます。

休 憩

再 開

○会長 それでは、これより、また再開いたします。

これから5条に入りますけれども。

それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー2は、これは事前調査案件になっております。

それでは、事務局、まず初めに、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、工場新設に伴い駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、水路453.81平米、堤240.11平米、道路436.18平米と一体利用の計画でございます。

譲受法人は、申請地の南側で電子部品製造業を営んでいる法人でございますが、現在工場内の駐車場として使用している場所に、新たな工場を建設することとなり、駐車場を確保する必要が出てきました。そこで、工場周辺でまとまった土地がないか検討した結果、今回の申請地を選定したとのことでございます。また、令和3年2月8日付で開発指導課の事前協議は締結しております。

それでは、別添、農地法第5条ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目は位置図でございます。図面右側の赤色で着色された箇所が今回の申請地でございます、申請地は八幡原公民館から東に約550メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。右側の赤色で着色された箇所が申請地でございます。申請地周辺は宅地と雑種地、農地が混在する地域でございます、申請地の西側は農振農

用地が広がっております。申請地自体は、白地の生産性の低い第2種農地に該当すると考えられます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図でございます。赤枠で囲まれた筆42筆が今回の申請地でございます。申請地の北側は水路、西と南は堤、東側は宅地、農地、水路にそれぞれ接しております。また、申請地の東側の農地は玉村町の農地でございますが、こちらの農地は転用しないと代理人より伺っております。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。図面がちょっと分かりにくくなっているのですが、図面の中央、青色で横に線が入っている箇所がございますが、この線を境といたしまして、北側をアスファルト舗装、南側を砂利敷き舗装いたします。図面中央の道水路については、管理課にて占用許可の申請を行いまして、その他の道水路及び堤については、用途廃止の上、払下げを行います。また、申請地の東側には新たに水路を設置する計画でございます。駐車台数につきましては、全部で653台となります。出入口は、北側に6メートルの出入口を2か所設置いたしまして、申請地の周囲には擁壁及びフェンスを設置いたします。雨水につきましては、南側の砂利敷き部分は自然浸透、北側のアスファルト部分に関しましては、申請地内に3か所の集水ますを設け、北側及び東側の側溝へ放流いたします。また、図面にオレンジ色の丸印で示されている箇所には外灯を設置する計画でございます。外灯の設置台数につきましては、全部で134台となります。なお、申請地西側を流れる河川は1級河川であるため、今回の転用に際しまして、高崎土木事務所へ河川法の申請を行い、令和3年2月15日付で許可が出ております。

1枚おめくりください。造成計画の平面図でございます。黄色の部分が切土、赤色の部分が盛土となります。申請地の北側は一部切土、その他の部分は盛土となりますが、新たな土砂の搬入は行わず、申請地内の土で全体が均等になるように造成を行います。

1枚おめくりください。このページから最終ページまでが造成の横断面図となります。こちらは参考までに御覧いただければと思います。今後の予定でございますが、農地法の許可を得ましたら、4月より工事着手いたしまして、8月末の完成予定を目指すと代理人より伺っております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 続いて、調査班長、報告をお願いします。

○16番飯塚委員 農地法第5条許可申請、審議ナンバー1について申請人から聞き取りした調査結果についてご報告いたします。

なお、当日は譲受法人の総務担当者2名と代理人1名の出席でした。

質問1 従業員用の駐車場653台を整備する計画とのことですが、従業員は現在何名いますか。

回答 従業員は、現在、約400名おります。今後、工場の増築に伴い従業員が増えることで駐車台数を多く計画しています。

質問2 駐車場の出入口はどこになりますか。また、申請地は盛土を行いますか。

回答 出入口は申請地の北側2か所に計画しています。また、造成は申請地内で切り盛りし、全体

をならず計画ですが、一部アスファルト舗装にするため碎石の厚み分が盛土になります。

質問3 駐車場の仕上がりはアスファルト舗装ですか。排水はどうなりますか。

回答 申請地の北側はアスファルト舗装で、南側は砂利敷きの計画です。排水は、アスファルト舗装については側溝を新設し、北側の水路へ放流します。また、砂利敷きについては南東側に浸透側溝と浸透ますを設置し、地下に浸透させます。

質問4 アスファルト舗装と砂利敷きに分ける理由は何ですか。

回答 南側の駐車スペースは雨水の放流先が確保できなかったため、敷地内で処理できるように砂利敷きにしました。

質問5 照明は設置しますか。外周は柵で囲みますか。

回答 はい。防犯灯を設置する計画ですが、周辺の農地に配慮し、照明の位置や光の向きには細心の注意を払います。また、外周は、西側はブロック積みとし、東側は擁壁を設け、転落防止のためネットフェンスを設置する計画です。

質問6 駐車台数が多いため車両の出入りについては、時間帯により農作業の時間に支障が出ることを考えられますが、何か対応はされますか。

回答 地元住民には事前に事業計画について説明しております。駐車場利用者には地元者優先ということで今後周知させていただき、支障が出ないように対応いたします。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質疑をお受けいたします。

ここも照明が134台つけるということで、取付け高さが4.5メートル。すぐ隣は、もう玉村のところの農地にまたがっているのですけれども、その照明がどのぐらい周りの農地に影響があるか、ちょっと話しして、聞いてみたのですけれども、明るければ害虫だとか、そういうのを来ないとは限らないのだけれども。できる限りあれでしょう、農地のほうには向けなくて車のほうに向けてするのでしょうか。

皆さんから、何かご質問等ございますでしょうか。

あれだよ、このグラウンドは残すのだよ。グラウンドというか、あれは。今の。

○事務局 既存の駐車場に工場を新設します。

○会長 工場だね。

○事務局 グラウンドは残ります。

○会長 グラウンドは残るのだよ。

○事務局 はい。

○会長 なければ、まず初めに、これは面積がすごく多いのですよね。1万6,730平米ということで、まず初めに、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することになりますけれども、

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、続いて、事務局、ナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は使用貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和3年3月22日から令和4年3月21日までの1年間でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請、議案書11ページ、ナンバー12が関連案件でございます。

なお、先ほど3条許可申請につきましてご審議いただきましたが、3条の地上権設定の許可と、こちらの5条許可の審議は一緒でございます、どちらか一方だけを許可ということはございませんので、よろしく願いいたします。

本申請地は、平成30年に営農型発電用地として初めて許可を受けた土地でございます、今回が1回目の更新となります。当初は、柿で営農を行う計画でしたが、生育が芳しくなかったため、令和元年12月に栽培作物をフキに変更いたしました。そのため、去年はフキの植付け1年目ということで収穫ができず、今年の春から収穫できる予定と申請人より伺っております。

それでは、別添の農地法第5条許可、申請ナンバー2審議資料を御覧ください。ホッチキス留めされているほうを右上にして御覧いただければと思います。

1枚目が位置図でございます。図面中央の赤色で着色された箇所が申請地でございます、上信電鉄西吉井駅から南西に約750メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面中央の赤色で着色された箇所が申請地でございます。申請地周辺は、宅地と雑種地、農地が混在する地域でございますが、申請地の北側は農振農用地が広がっておりまして、申請地も青地の農振農用地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。図面中央の赤色で縁取られている筆が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、南側が公衆用道路、それ以外は農地にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目、土地の利用計画図となっております。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされているほうを左上にして御覧いただければと思います。今回は更新の申請となりますので、申請地には太陽光パネルが設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積4.64平米が今回の一時転用の対象でございます、計画発電量は49.28キロワットでございます。

1枚おめくりください。5枚目と、次の6枚目が太陽光パネルの立面図となっております。営農型

発電用のパネルとなりますので、高さ3メートルで、このタイプの太陽光パネルが3メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりください。7枚目がフキの作付図となります。令和2年3月頃、フキを作付したとのことですので、申請地には本図面のとおりフキが作付されております。

1枚おめくりください。こちらのページ以降が営農計画書となっております。下部の農地で栽培する作物につきましては、引き続きフキを栽培する計画でございます。

次のページを御覧ください。年間の営農計画でございます。記載のとおり、2月から3月にかけてフキノトウを収穫し、フキは5月から6月頃収穫いたします。また、6月から9月にかけては除草、追肥を行います。2年目以降につきましても、同様に行う計画でございます。利用する農業機械につきまして、記載のとおりでございます。本申請人の農業経験につきましては8年、そのうち本申請地に作付のフキにつきましては1年の経験がございます。なお、申請地に作付しているフキにつきましては、JAの方から直接指導を受けているとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、フキは直接日光の当たらない半日陰でも育つことから影響がないと思われると伺っております。支柱につきましては、高さ3メートル、間隔も3メートルあることから、作業に必要な空間を確保でき、効率的に農作業を行えるものと考えられます。

下部の作物の平均的な単収は記載のとおり1,600キロであり、こちらは中央卸売市場における群馬県産のフキの平均単収を根拠に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございます。また、冒頭で説明させていただいたとおり、今年の春から収穫が可能となるため、現段階では収量がゼロとなります。なお、収穫できたフキにつきましては、加工用としてJAに出荷する予定と伺っております。

1枚おめくりください。最後のページが現地の写真でございます。白黒になっておりますので、少し見づらくなっておりますが、現在はフキノトウが徐々に始まっておりまして、一番下の写真と同様の状態でございます。こちらは参考までに御覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。

それでは、調査班長、これは最後の報告になります。よろしく申し上げます。

○16番飯塚委員 農地法第5条許可申請、審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人2名の出席でした。

質問1 一昨年(2020年)の12月に作物を渋柿からフキに変更したということですが、その理由は何ですか。

回答 渋柿の生育が芳しくなかったことと、渋柿の出荷先が県外のため、自分たちでは対応し切れ

ず断念しました。将来の見通しが甘かったと実感したので、改めてJAに相談したところ、フキであれば比較的育てやすくJAにも出荷できると聞いたので、フキを選定しました。

質問2 申請地南側にはフキが植えられていませんが、これから植える予定ですか。

回答 南側は道が狭く、車をとめられないので駐車スペースを確保するため、南側を空けてあります。

質問3 出荷先は決まっていますか。

回答 はい、加工用のフキとしてJA碓氷安中に出荷する予定です。フキノトウはパック詰めをして、JAの直売所へ幾つか出荷できました。

質問4 肥料はどの種類をどの頻度でまきますか。

回答 今年は、化成肥料を一度だけまきました。

質問5 現地を見たところ、余り状態がよくないので土壌診断をしてもらうなどして、土壌については改良を考えたほうがよいと思います。

回答 はい、分かりました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、審議に入ります。皆さんから何か質疑ございましたら、よろしくお願い申し上げます。

これは、ちょっと現地を見たら、今回の班の人も分かっているでしょうけれども、ちょっと地がやせていて、余りにもフキノトウがかわいそうな、ちっちゃいようなフキノトウなので、もうちょっといろいろ土壌、肥沃にしてもらってやってもらわないと駄目だということで、ご指導のほど地元の委員さん、よろしくお願いします。

どうですか、皆さんからご質問等ございますでしょうか。

なければ、今回、先ほど事務局が申しあげましたけれども、1年ということで。更新、また1年ということで様子見るということでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。そういうことで許可相当といたします。

続いて、一括審議ですけれども、結構あるのです。

では、事務局、よろしくお願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、現在の住まいが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は使用貸借、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は賃貸借、自宅に隣接する申請地を借り受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、既に駐車場として利用してしまっているため始末書が添付されております。

20番 契約内容は売買、駐車場として需要が見込まれる申請地を買い受けて貸露天駐車場の申請でございます。なお、宅地237.76平米、雑種地318平米と一体

利用の計画でございます。

21番 契約内容は売買、妻の実家で暮らしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地58.39平米と一体利用の計画でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地223.78平米と一体利用の計画でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー1の許可取消願が関連案件となっております。

23番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地97.50平米と一体利用の計画でございます。なお、さきにご審議いただきました議案書5ページ、計画変更申請、議案第2号ナンバー1が関連案件でございます。

27番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は売買、現在の地区公民館が老朽化したため申請地を買い受けて新しい公民館を建築したいという公民館の申請でございます。

29番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

30番 契約内容は使用貸借、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を義父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

31番 契約内容は贈与、自家用車の駐車場が不足しているため自宅に隣接する申請地を弟より譲り受けて使用したいという分家住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地324.63平米と一体利用の計画でございます。

32番 契約内容は賃貸借、太陽光発電設備の設置工事に伴い作業用通路として申請地を借り受けて使用したいという通路用地の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種住居専用地域でございます。また、こちら一時転用の申請でございます、転用期間が令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました4条許可申請、議案書18ページ、議案第4号ナンバー3が関連案件でございます。

33番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 他法令の許可の見込みが立たないことから、申請人より取下げしたいというの申出がございましたので、取下げでお願いいたします。

35番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

36番 契約内容は贈与、住宅新築予定地に隣接する申請地を祖母より譲り受けて庭用地として使用したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございます。宅地342.67平米と一体利用の申請でございます。

37番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和3年3月24日から令和13年3月23日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました3条の地上権設定である議案書13ページ、議案第3号ナンバー16が関連案件でございます。

38番 契約内容は賃貸借、営農型発電の名義を変更し引き続き売電したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和3年3月22日から令和12年6月21日までの約9年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました計画変更申請である議案書5ページ、議案第2号ナンバー2と3条の地上権設定である議案書13ページ、議案第3号ナンバー17が関連案件でございます。

39番 契約内容は使用貸借、申請地を借り受けてみさと芝桜まつり期間中の出店者用仮設駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和3年4月1日から令和3年5月31日までの2か月間でございます。

40番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

41番 契約内容は贈与、露天資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置場の申請でございます。転用済みの畑370平米と一体利用の申請でございます。また、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

42番 契約内容は売買、庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます。宅地516.91平米と一体利用の申請でございます。

43番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、山林226平米と一体利用の計画でございます。

47番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

48番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

49番 契約内容は売買、隣接する工場の増築に伴い現在の住まいを売却するため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

50番 契約内容は賃貸借、営農型発電の名義を変更し引き続き売電したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和3年3月22日から令和12年4月21日までの約9年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました計画変更申請である議案書6ページ、議案第2号ナンバー3と3条の地上権設定である議案書14ページ、議案第3号ナンバー18が関連案件でございます。

51番 契約内容は賃貸借、営農型発電の名義を変更し引き続き売電したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和3年3月22日から令和12年4月21日までの約9年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました計画変更申請である議案書6ページ、議案第2号ナンバー4と3条の地上権設定である議案書14ページ、議案第3号ナンバー19が関連案件でございます。

52番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

53番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという土地分譲3区画の申請でございます。宅地670.96平米と一体利用の計画でございます。なお、こちら用途指定がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

54番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

55番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

56番 契約内容は売買、電気設備会社に勤めているが独立開業するに当たり住宅建築予定地に隣接する申請地を買い受けて資材置場として使用したいという露天資材置場の申請でございます。

57番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが駐車場が不足しているため本社に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

58番 契約内容は賃貸借、産業廃棄物処理業を営んでいるが申請地を法人代表より借り受けて産業廃棄物中間処理施設を建築したいという産業廃棄物中間処理施設の申請でございます。また、雑種地2,055平米と一体利用の申請でございます。

59番 契約内容は使用貸借、自宅敷地として父より借り受けて使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございます。また、転用済みの畑482平米と一体利用の申請でございます。

60番 契約内容は売買、自動車修理業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

61番 契約内容は売買、地域貢献のため防火用水用地として管理してきた申請地を買い受けて引き続き管理したいという防火用水用地の申請でございます。

62番 契約内容は賃貸借、営農型発電の名義を変更し引き続き売電したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書7ページ、議案第2号ナンバー5の計画変更申請と議案書16ページ、議案第3号ナンバー22の地上権設定が関連案件となっております。

63番 契約内容は賃貸借、営農型発電の名義を変更し引き続き売電したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書7ページ、議案第2号ナンバー6の計画変更申請と、議案書16ページ、議案第3号ナンバー23の地上権設定が関連案件でございます。

64番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて赤土を採取し販売したいという赤土採取の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございます。また、転用期間は令和3年3月23日から令和6年3月22日までの3年間でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は、取下げ1件を除く61件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから質疑をお受けいたします。

34番が取下げということで、それを除いてです。よろしくお願いします。

なければ、34の取下げということ、それ以外の議案に対して許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 では、そういうことにいたします。

続きまして、議案第6号 令和3年度農地等利用最適化の推進施策に関する意見について。

令和3年度農地等利用最適化の推進施策に関する意見について、一般社団法人群馬県農業会議へ次のとおり提出したいので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 令和3年度農地等利用最適化の推進施策に関する意見について。

議案書は40ページでございます。農業委員会等に関する法律第53条第1項に基づき、本市農業委員会から群馬県農業会議へ農地利用最適化推進施策の意見書を提出するものでございます。提出後、県内の各市町村農業委員会からの意見を集約し、群馬県農業会議から群馬県に対して意見書を提出される予定となっております。本市農業委員会では1月の事前協議で意見の募集をさせていただき、このたび意見提出がございました。本日の総会にてご承認賜れましたら、本市農業委員会の意見として群馬県農業会議へ提出していきたいと考えております。

それでは、朗読をさせていただきます。

人・農地プラン座談会における遊休農地解消対策の話し合いへの更なる参画について。

本市では、毎年集落ごとに「人・農地プラン座談会」を開催し、地域農業の将来像について話し合いを行っています。座談会には地域の農業者を代表して、農業委員、農地利用最適化推進委員の立場として参加し、農地パトロール等の日頃の委員としての活動に基づいた地域の把握状況をもとに積極的に話し合いに参画しているところです。どの座談会でも地域の担い手の減少等により遊休農地が増え続けていることが課題として挙げられており、その解消に向けた取り組みを加速させるため、県、市町村・農業委員会・JA・土地改良区等の関係団体が一体となった取組体制の構築に向けた、更なる支援をお願いしたい。

また、現在、座談会へ群馬県や農地中間管理機構（群馬県農業公社）等の職員にご参加いただいておりますが、遊休農地の解消に向けた取り組みを行うに当たり、両者が所管している補助事業等の活用が期待されます。地域の課題を解決するためにも、より一層の参画をお願いしたい。

以上が提出された意見となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。皆さんから質疑をお受けします。

この内容で意見を提出することなのですからけれども、どうでしょうか。こういう取り組みが必

要ということで意見書を出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議案のとおり、農業会議に提出いたします。

続きまして、議案第7号に移ります。

議案第7号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

農林課、真下です。議案、農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。別紙でお配りしていますA4横の冊子「高崎市農用地利用集積計画」とA4横の薄い冊子「高崎市農用地利用集積計画 総括表」をご用意ください。

それでは、説明をさせていただきます。利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の利用集積計画は、令和3年4月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。厚い冊子は、利用権関係者、利用権を設定した土地、契約の内容が記載されております利用集積計画書と、利用権の設定を受ける者の営農類型、家畜飼養状況、農機具所有状況で構成されております。

それでは、今回の利用集積計画を総括して説明させていただきますので、薄い冊子「総括表」をご用意いただき、表紙を1枚おめくりください。

ここで修正が1点ございます。利用権を設定する人（貸人）の総計62とありますが、203に修正願います。よろしく願います。

それでは、説明に入ります。利用権の設定を受ける者は112名、利用権を設定する者は203名です。利用権が設定される面積は、田の通年が187筆、24万8,864平米、田の期間借地が13筆、2万8,729平米、畑が124筆、16万6,290平米、合計で324筆、44万3,883平米となっております。そのうち使用貸借で設定された面積19万3,860平米、割合は43.6%となっております。

続いて、裏面の資料を御覧ください。貸借期間別に見ますと、3年未満の農用地の面積は、田が4万479平米、畑が1万6,539平米、3から6年未満の農用地の面積は、田が18万6,682平米、畑が12万4,731平米、6から10年未満の農用地の面積は、田が1万494平米、畑が7,195平米、10年以上の農用地の面積は、田が3万9,938平米、畑が1万7,825平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○会長 ただいま農林課の真下主事のほうから説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。この一番右の括弧のは中間管理事業で、これの件数だよな。

○事務局 そうです。1枚目の右側、括弧の数字が中間管理事業の設定された面積になります。

○会長 それで、面積もその下にあるけれども、それも括弧になったのは中間管理事業の。

○事務局 そうです。今回の総面積で言うと2万3,706平米、全体の割合で言うと5.3%となっております。

○会長 5.3%ね。

○事務局 はい。

○会長 どうですか。皆さんのほうから何か質疑ございますでしょうか。

なければ、これで決定してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

それでは、続いて報告事項に移ります。

報告事項第1号から第4号まで、これは係長からお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか7件、合計8件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種低層住居専用地域、ほか16件、合計17件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか5件、合計6件の18条の通知につきまして、書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番につきましては1月の総会において許可相当としていただいた案件になりますが、開発許可の遅れから許可日がずれ込みましたが、令和3年2月17日付で許可が調整されましたことをご報告申し上げます。

2番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。4条が4件、5条が37件、合計41件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和3年2月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は、以上でございます。

○会長 報告事項は終わりました。

続きまして、その他ということで、事務局から連絡事項があるようですので、よろしくお願ひします。

○事務局 私、高柳よりご説明いたします。お手元のA4、1枚紙、本市農業委員会公害対策委員会の開催について、こちらをご準備いただければと思います。年度替わりまして、次回4月の農業委員会総会后、10分程度でございますが、例年と同様に公害対策委員会を開催いたします。初めての農業委員さんもいらっしゃると思いますので、簡単に公害対策委員会についてご説明をいたします。

通知文の最後の米印を御覧ください。公害対策委員会とは、本市要領に基づきまして、農作物のほか農業に被害を及ぼすおそれのある公害の発生の予防、農業者の公害についての苦情の処理、公害に係る紛争の和解の仲介、被害の補償のあっせん、そのほか公害対策を行うことを目的として開かれる委員会を指します。農業委員の皆様は、本委員会、公害対策委員会を組織する構成員として位置づけられております。4月に行う公害対策委員会では例年と同様になりますが、農作物への被害を防止するため、市内事業者や学校関係機関に対して油等の流出や学生等によるいたずら防止など、未然に防ぐことができるよう要請を目的とした通知について議案に挙げさせていただき予定となっております。

以上、ご多忙のところ恐れ入りますが、ご出席のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○会長 これは、農業委員さんが公害対策委員になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

ほかにはないですか、よろしいでしょうか。

○事務局 この後、臨時会が。

○会長 そう、そう。班長は、この後、臨時会がありますので、残っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第9回農業委員会総会を終了いたします。

長い時間、ご苦勞さまでございました。

午後 4時30分 閉会